令和８年度　第２回

三郷市都市計画審議会

議　　案　　書

令和８年１１月１９日（木）

三郷市役所　全員協議会室

議案第１号

草加都市計画生産緑地地区の変更について【諮問】

（三郷市決定）

草加都市計画生産緑地地区の変更（三郷市決定）

１　三郷第１０８号生産緑地地区を次のように変更する。

名　　称	面　　積	備　　考
三郷第１０８号生産緑地地区	約０．２６ha	

〔位置及び区域は計画図表示のとおり〕

２　三郷第１３２号生産緑地地区を廃止する。

理　由

生産緑地法第１４条の規定に基づく行為制限の解除により、草加都市計画生産緑地地区を本案のとおり変更するものである。

理　由　書

本理由書は、都市計画法第１７条第１項の規定（第２１条第２項の規定において準用する同法第１７条第１項の規定）に基づき、草加都市計画生産緑地地区の変更についての理由を示したものです。

１　草加都市計画区域における位置等

草加都市計画区域は、草加市、八潮市及び三郷市の行政区域全域で構成される。

本地区は、三郷市彦音一丁目、中央二丁目の一部について変更するものです。

２　変更の必要性

主たる農業従事者の故障により営農の継続ができなくなったことや、指定から３０年経過したことによる生産緑地法第１４条の規定に基づく行為制限の解除に伴い、生産緑地としての機能を維持することが難しいため、生産緑地地区を本案のとおり変更するものです。

３　変更の内容

【区域の変更】

三郷第１０８号生産緑地地区　　面積約0.29haから面積約0.26haに変更

【廃止】

三郷第１３２号生産緑地地区　　面積約0.06ha

変更概要書

名　　称	変　　更　　の　　内　　容
三郷第 108 号生産緑地地区 （計画図 1）	法第 14 条の規定に基づき行為制限が解除された。 面積及び区域の変更 面積約 0.29ha（2,910 ㎡）の地区の内、295 ㎡を削除し、 面積約 0.26ha（2,615 ㎡）に変更する。
三郷第 132 号生産緑地地区 （計画図 8）	法第 14 条の規定に基づき行為制限が解除された。 地区の廃止 面積約 0.06ha（574 ㎡）を廃止する。

三　郷　市　生　産　緑　地　変　更　箇　所　図

計画図1

①第108号
（変更）



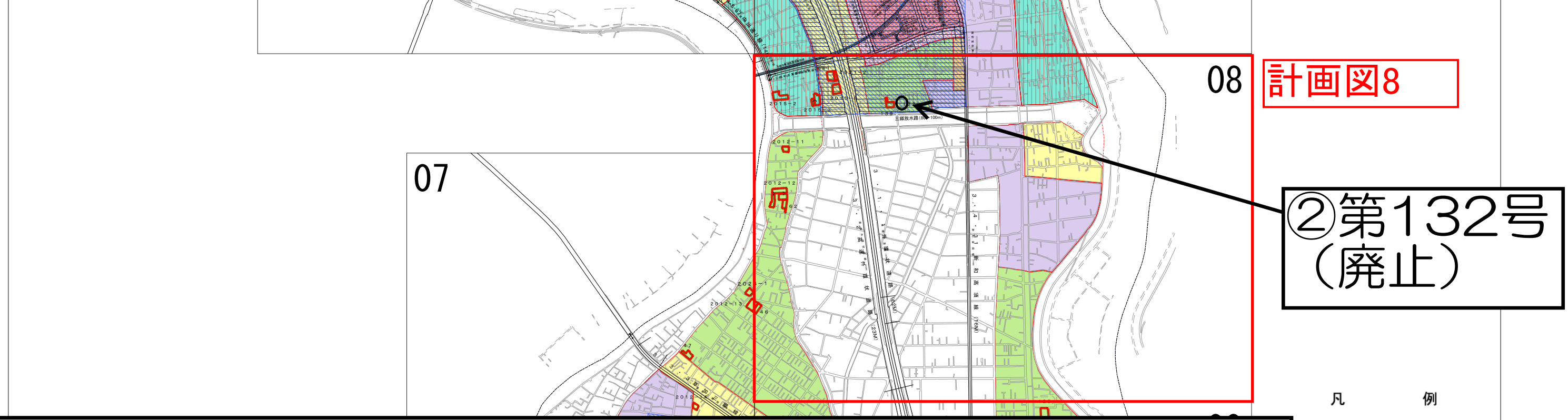

R7年度からR8年度までの地区数と面積の変化

【生産緑地地区】

	R7年度	今回変更	R8年度(予定)
地区数	150	1地区廃止（132号）	149
面積（ha）	25.48	0.03減　1地区面積変更（108号） 0.06減　1地区廃止（132号）	25.39

【特定生産緑地】

	R7年度	今回変更	R8年度(予定)
地区数	93		93
面積（ha）	16.64	0.03減　1地区面積変更（108号）	16.61

① 三 郷 第 1 0 8 号 生 産 緑 地 地 区

変更箇所図

※108号については、令和8年度第1回三郷市都市計画審議会にて報告済み

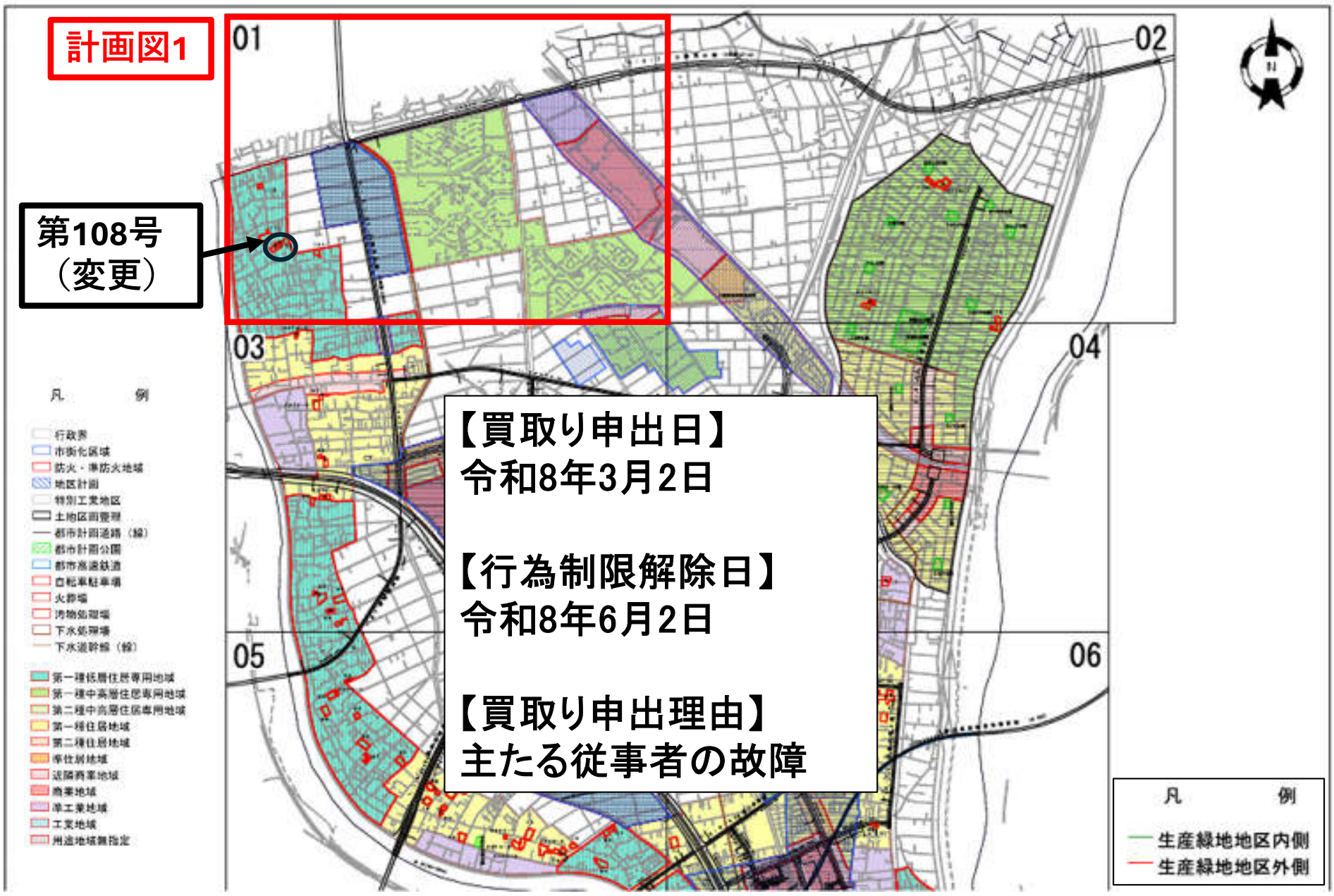

変更概要図

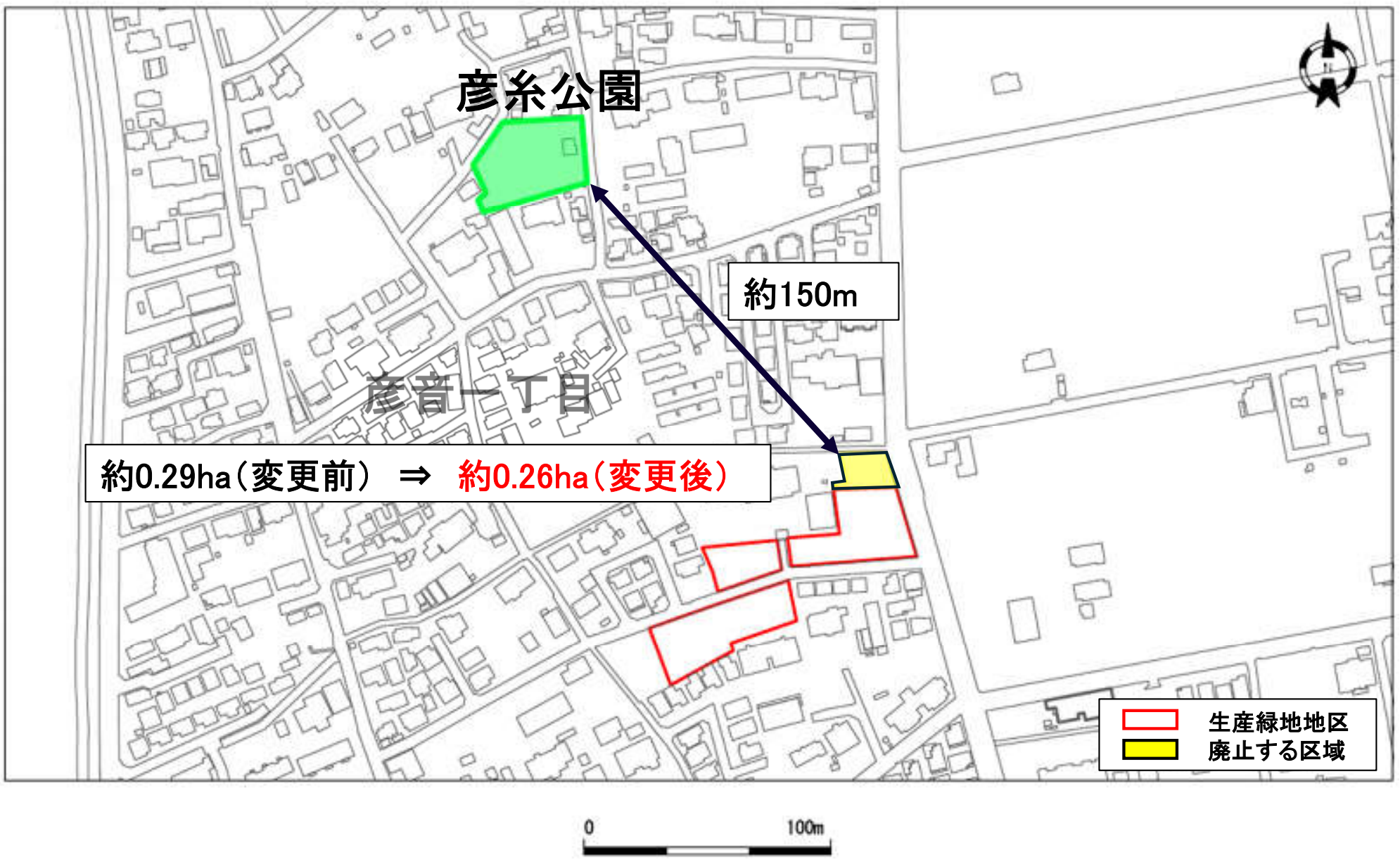

公図

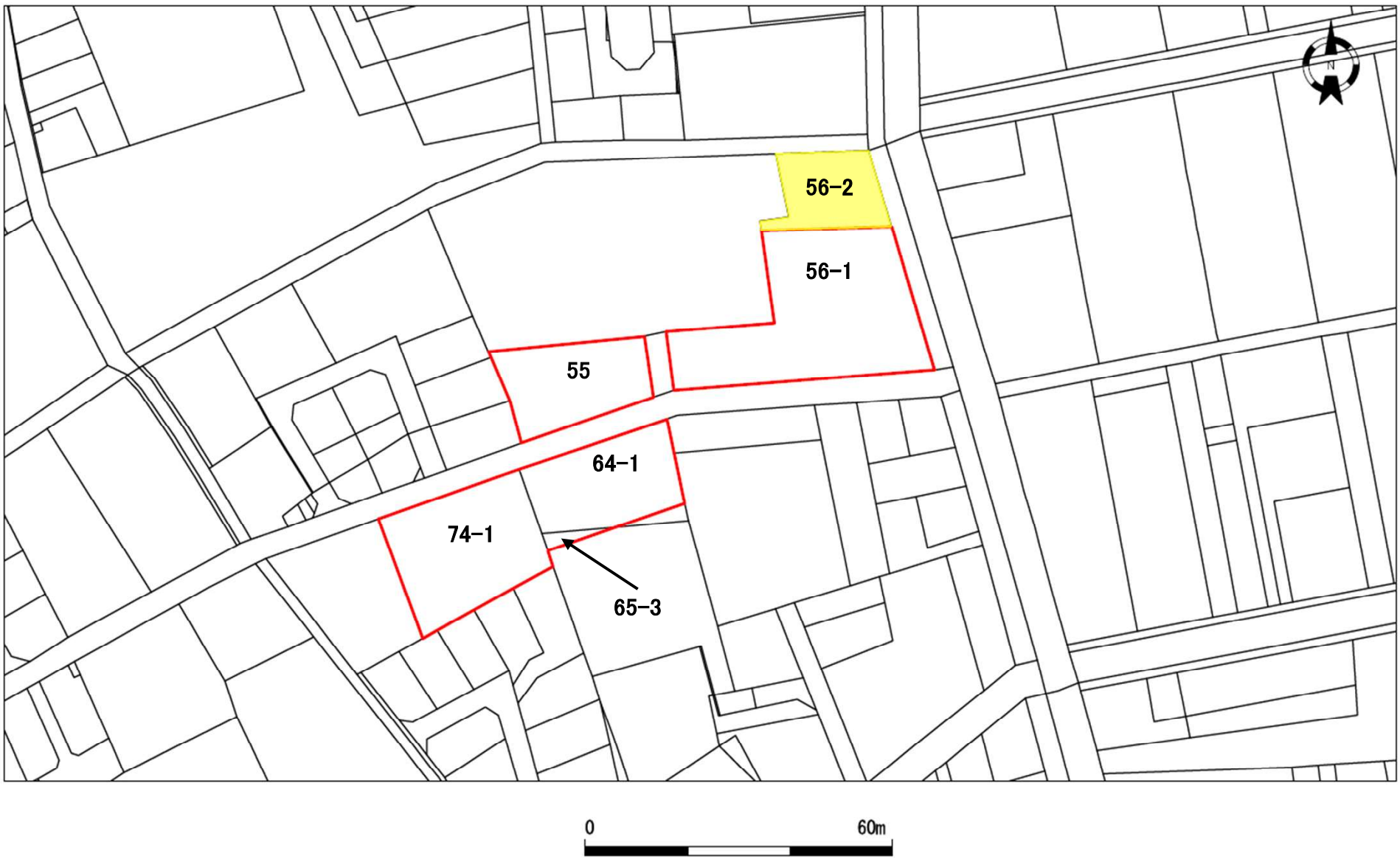

買取り申出箇所の現地状況

買取り申出前

カボチャやネギ、サトイモなどを作付け



行為制限の解除後

住宅を建築中



② 三 郷 第 1 3 2 号 生 産 緑 地 地 区

変更箇所図

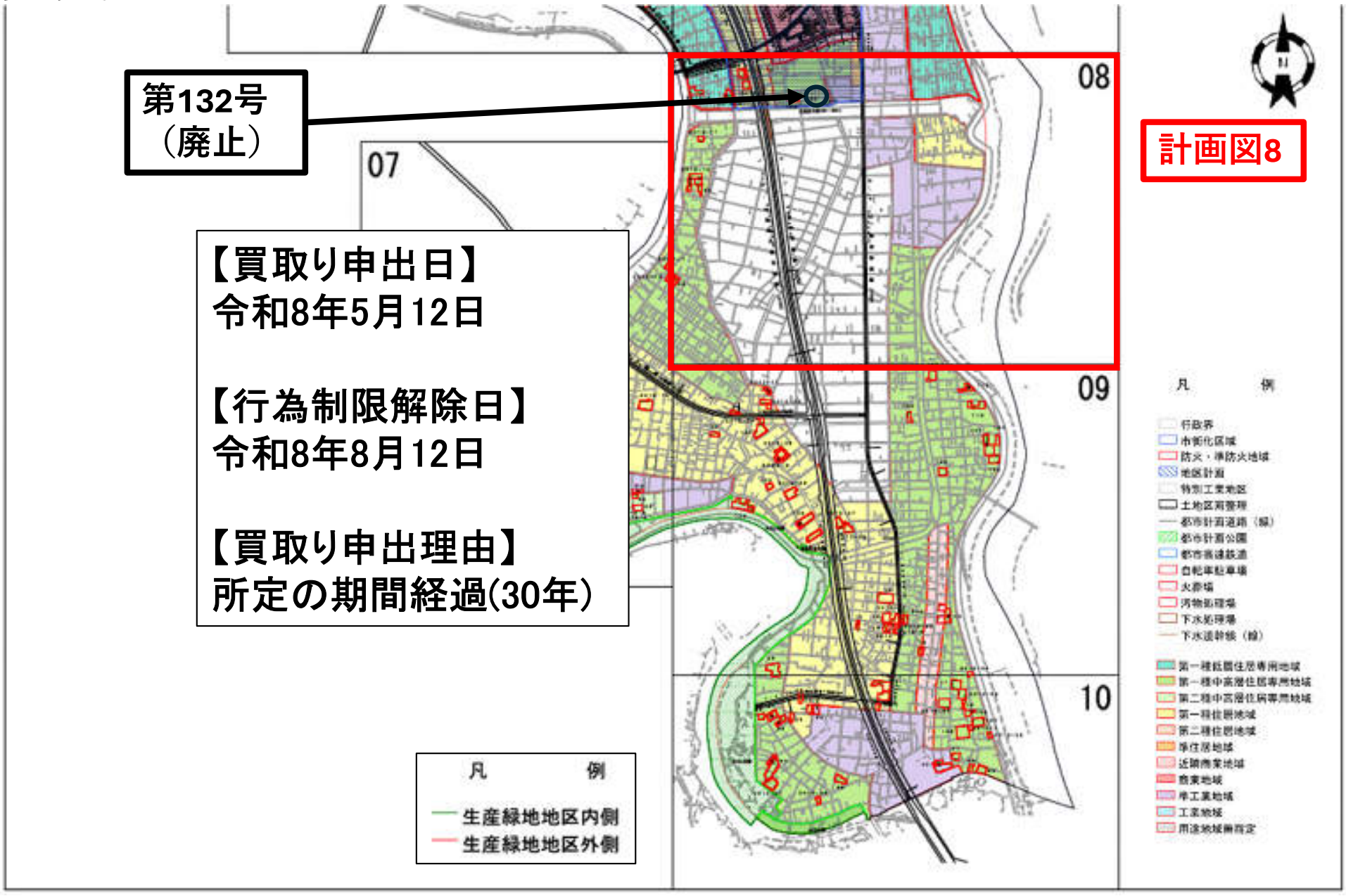

変更概要図

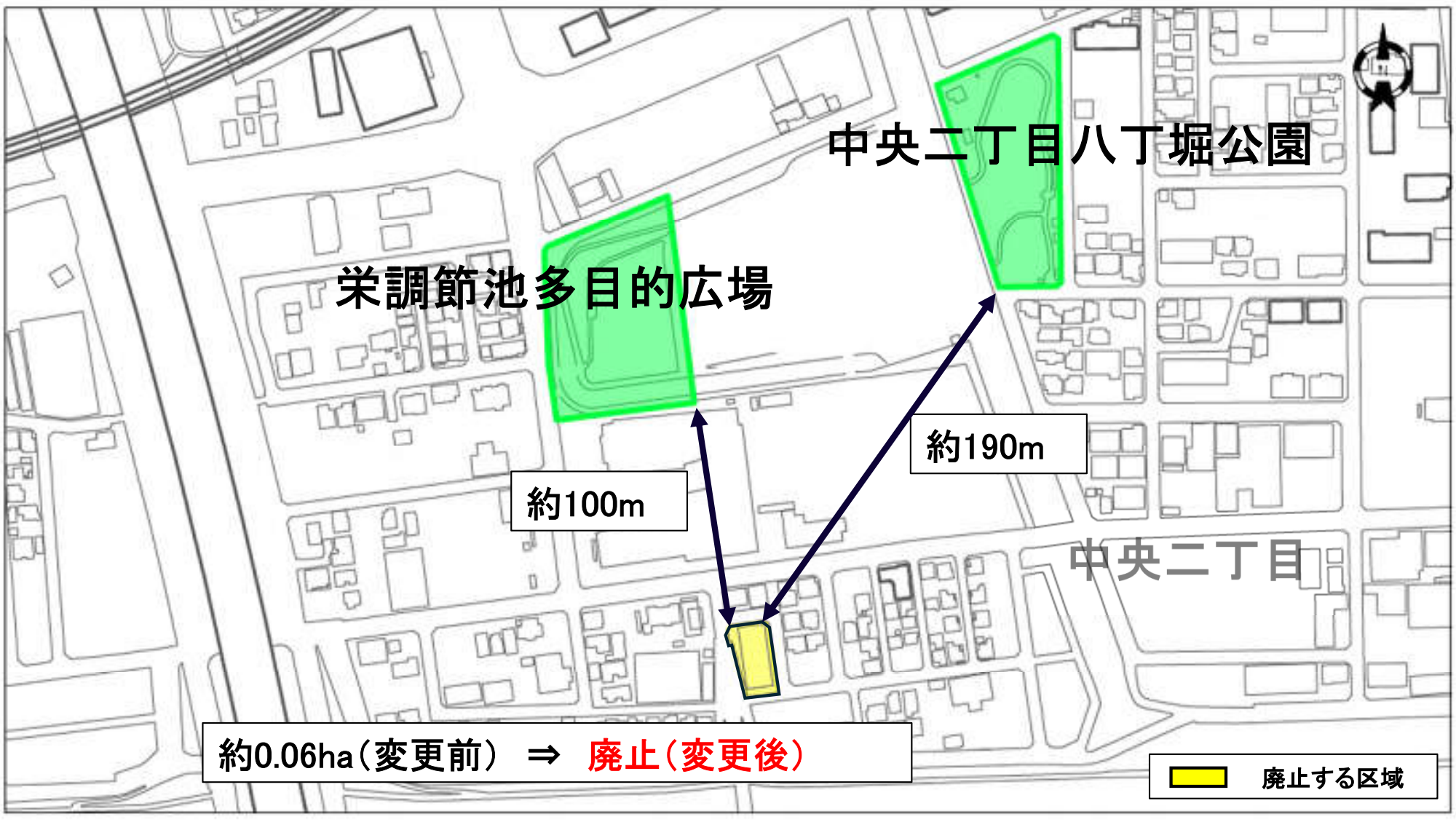

公図

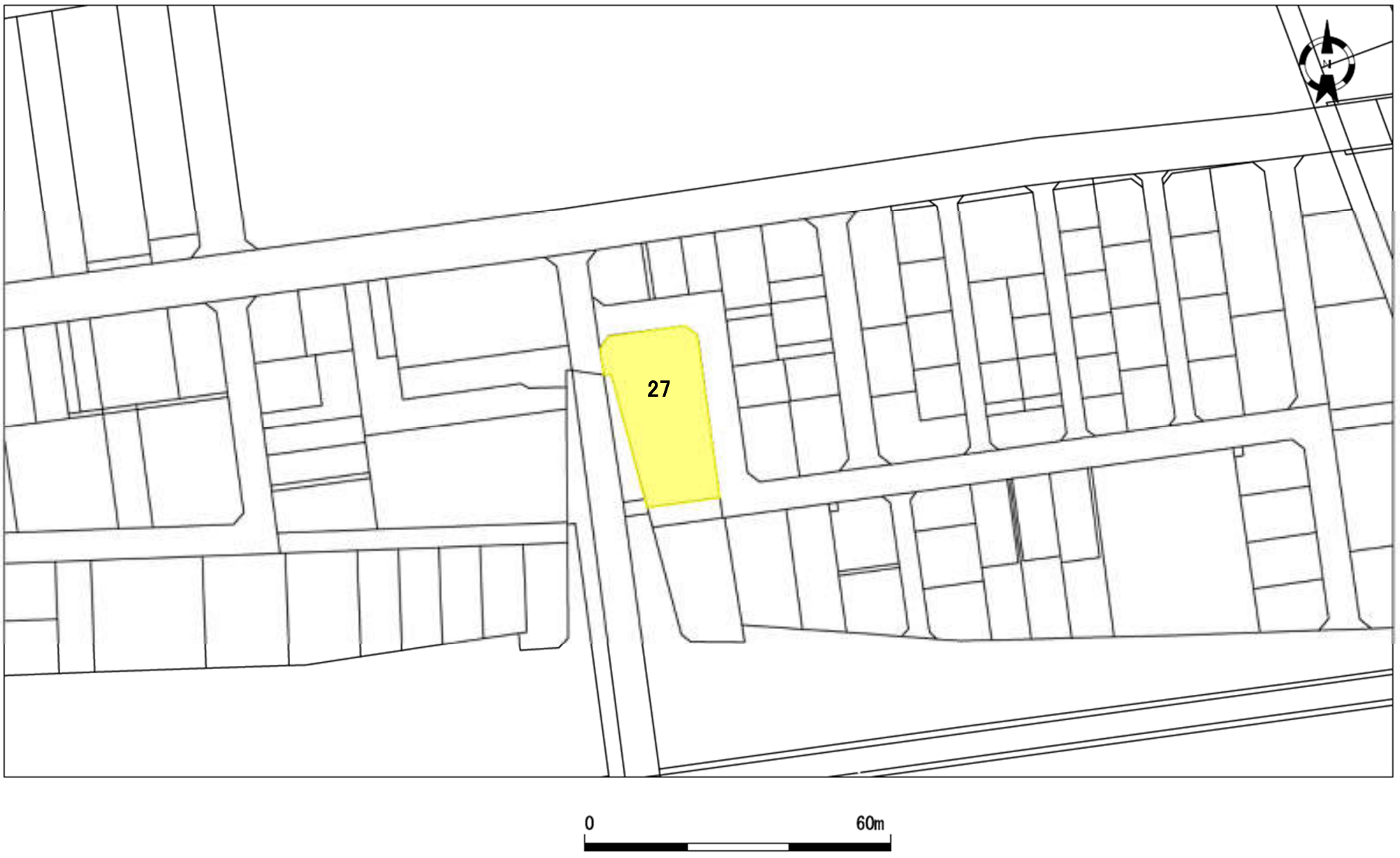

買取り申出箇所の現地状況（現況は買取り申出前から変更なし）

ハウスの中で水耕栽培を行っていた

